



平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会社名 旭化学工業株式会社  
代表者名 取締役社長 杉浦 武  
(JASDAQ・コード7928)  
問合せ先 取締役総務部長 奥村哲男  
TEL 0566-92-4181

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 9 日開催の取締役会において、平成 27 年 11 月 26 日開催予定の第 49 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 平成 27 年 9 月 28 日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役でない取締役等の間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 11 月 26 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 26 日 (木曜日)

以上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第12条 (条文省略)	第6条～第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第14条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<u>(取締役会の設置)</u> 第19条 当社は取締役会を置く。	(削 除)
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員で あるものを除く。)</u> は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によ って選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも って行う。</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以 内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(2) <u>当会社の監査等委員である取締 役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役とを区別し、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも って選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役 <u>(監査等委員であるもの を除く。)</u>の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとす る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(2) <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(2) <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<u>ただし、議決について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第29条 <u>当社の業務は、取締役社長がこれを統括し、取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順序に従い、取締役会長または常務取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)  <u>第32条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の選任)  <u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)  (削 除)
<p>(監査役の任期)  <u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)  (削 除)
<p>(常勤監査役)  <u>第35条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第36条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(補欠監査役)</p> <p>第41条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	(削 除)
<p>(2) 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条第2項の規定を準用する。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(3) <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(4) <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。ただし、決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第37条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
<u>(会計監査人の設置)</u>	
<u>第42条 当社は会計監査人を置く。</u>	(削 除)
第43条～第44条 (条文省略)	第39条～第40条 (現行どおり)
<u>(会計監査人の報酬等)</u>	
<u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	(削 除)
第7章 計 算	第7章 計 算
第46条～第49条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)